

①豊かで活力みなぎるまちづくりのために

(1) 農業の振興
本町の農業は、土地改良事業等により、ほぼ整理され近代的な農業経営に転換しつつある。今後はこれを基盤として、都市近郊型の収益性の高い農業経営への転換を積極的に行進するとともに、計画的な優良農地の保全と中核的担い手となる農業生産者の育成確保とその組織化を図ることとし、本町の特性を活かした生産物の供給、生産性の向上に努め、他産業との均衡のとれた農業振興を図る。

②緑あふれる快適なまちづくりのために

(1) 自然の保全・活用
本町の恵まれた自然の保全を図るとともに、自然のもつ、有形、無形の資源を見出し、住民生活の質的向上に適合させ活用することも重要である。水面や緑地等の自然環境を活用した観光資源の開発を進めるとともに、関係者の協力を得ながら景観・環境の保全策を展開する。

③文化の香り高いまちづくりのために

(1) 学校教育
21世紀の社会を担う子供たちを英知豊かに明るく、たくましく育成するため、幼児から高等教育まで一貫した学校教育の向上を図ることとする。

④健康で心ふれあつまちづくりのために

(1) 交通安全
ますます進行するモータリゼーションに対応する交通安全対策については、交通安全思想の普及に努めるとともに、人と車の分離を基本とする交通環境の整備に努め、交通安全施設整備の充実を図る。

⑤行政と住民が一体となったまちづくりのために

(1) 町民参加
豊かで明るい地域社会の建設に

の増大に伴い、余暇の活用、潤いと安らぎの要求は今後ますます高まって行くと思われる。町には、内在する貴重な観光資源がいくつもあるが、これらを掘り起こし、本町のシンボルゾーンとして整備強化するとともに、観光体制を充実させ、観光客の誘致を図るためのPRを推進し、新潟圏域の観光ルートの一環とすることを目標とし、あわせて町民のレクリエーションの場とする。

⑥環境整備による交通の円滑化と

ともに、公共輸送機関として、バス路線の増設及びバスターミナルの新設を推進するとともに、新潟駅へ直結している高速バスの利便性が高いことを重視し、鳥原バス停の活用が更に円滑にできるよう町内各地域からの連絡を充実させる。一方、新潟交通電鉄については利用向上のため、駅及び周辺の整備促進を図るとともに、商店街、学校等、日常生活に必要な諸施設とのアクセス性を考慮し、利用者の増大を図るものとする。

⑦人口増加や産業の拡大により、

下水道の需要は急速に伸びると予測されるので、施設の拡張整備を進め、町全域に安定供給が図れるよう、先行的に計画してゆくとともに、広域水道も検討する。一方、河川取水であるため、水質の保全の形成を図る。

⑧環境整備を推進する。

本町で培われた貴重な歴史的遺産、文化を継承し育み、町民文化の向上を目指すため、文化芸術の振興を推進する。そのため、町民の自主的文化芸術活動の育成を図る。また文化遺産、伝統的行事の保護、保存を図るとともに、展示施設の整備や、公開機会の拡大等、文化の地域環境づくりを推進する。

⑨環境衛生にわたって、町

ぐるみの美化運動を強化するとともに、排水路の整備及び公共空地の管理を強化する。

⑩健康で快適な生活を営むための

基本となる交通環境の整備に努め、交通安全施設整備の充実を図るとともに、消防施設の整備をすすめる。さらに広域的応援体制の充実を図りながら、広域消防についても検討する。また、救急救助体制を整備、強化し、今後の需要の増大に対しては、広域的な連携機能の充実を図る。

⑪都市化の進展、生活圏の広域化

に伴い、生活様式が多様化し、住民の生活意識も合理性、個人中心性などを重視する都市型社会が形成されつつある。今後、住民の生活に当っては、住民意識に根ざしたふれあいのあるコミュニティの形成が必要である。そのため、町民意識の高揚を図るとともに、町民意識の高揚を図るとして、活動を支援する条件整備として、公民館をはじめとするコミュニティ施設の整備充実と活用を図る。

⑫健康で快適な生活を営むための

基本となる下水道については、生活水準の向上、産業の発展に伴い、廃棄物の増加と質的变化の傾向が著しいが、これに対処するために、ごみ処理体制を充実し、広域的な収集体制の強化及び処理施設の整備を図る。

⑬生活水準の向上、産業の発展に

Table with 4 columns: 総合企画審議会委員 (Committee Members), 総合企画審議会幹事 (Committee Secretaries), 総合企画審議会連絡会 (Contact Meeting), and 総合企画審議会 (Committee). Lists names and titles of various officials.

* 今後は、第3次総合計画を受け、実現に向けて今年度、「実施計画」を策定します。実施計画は総合計画で定められた諸施策を現実の行政の中で、どのようにするかを明らかにしていくこと、計画期間は三年から五年とし、各年度見直しを図ります。総合計画の実現には町民の理解協力不可欠です。そこで、今年度各地区で「地域行政懇談会」を開催し、総合計画を説明しています。また、懇談会では町民の生の声を聞き実施計画に反映させます。